

# 史跡等の現状変更許可制度について

文化財は私たちの歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、文化財保護法をはじめとした法令により保護の対象となっています。

地域において特に重要な文化財は内容に応じて国、県、市による指定が行われています。その保存に影響を与える可能性のある行為（現状変更等）を行おうとする場合には制限が設けられており、許可の申請が必要となります。

許可にあたっては、文化財であるから何も出来ないという事では決してなく、生活権・財産権等にも十分な配慮をしたうえで史跡への影響の程度を考慮して判断が行われます。

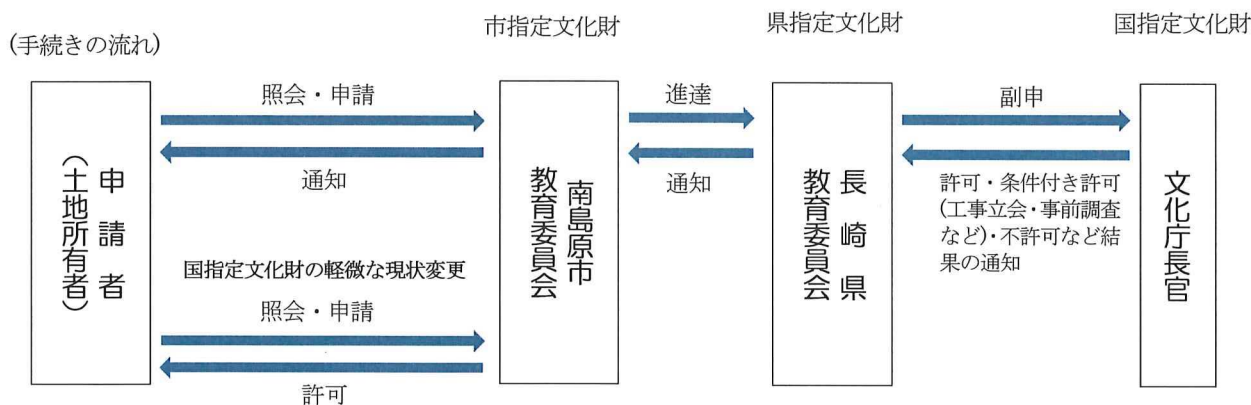
## 文化財の現状変更とはどんな行為？

- ・主な例としては建物の新築、増築、改築、除却、農地整備、道路の敷設、水道管の埋設といった土地の掘削を伴う行為あるいは状態の変更を伴う行為などが挙げられます。
- ・樹木の管理伐採、期限付きの小規模工作物の設置など、国指定の文化財であっても影響が軽微なものについては市で許可の判断を行っています。
- ・非常災害時における応急措置としての現状復旧は許可申請の対象となりませんが、できるだけ市教育委員会文化財課までご相談ください。



## 現状変更が必要な場合はどうしたらいいの？

・まずはお早めに、市教育委員会文化財課まで内容をご相談ください。文化財の指定区分やお伺いした内容に基づいて、どのような申請が必要であるか、もしくは必要としないかなどを判断させていただきます。申請が必要な場合、様式を市に備えており、作成についてお手伝いさせていただきます。その際、現状変更の内容が判るような工事予定図面などの提供をお願いする場合がございます。



(お問い合わせ先)

〒859-2412

長崎県南島原市南有馬町乙 1023 番地

南島原市教育委員会文化財課

TEL 0957-73-6705 FAX 0957-85-2767

Email: bunkazai@city.minamishimabara.lg.jp